

平成10年6月22日農調第1222号
平成10年7月30日農調第1747号
平成14年6月27日農調第1280号
平成22年6月30日農調第 307号
平成23年3月31日農調第1154号
平成24年3月 9日農調第1061号
平成28年4月18日農調第 50号
令和元年12月24日農調第 677号
改正 令和2年 3月26日農調第 984号

自作農財産用地測量調査委託業務処理要領

(総則)

第1 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項に基づき農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）の改正前の農地法施行令（昭和27年10月20日政令第445号）第15条の規定により北海道知事が管理する国有農地等及び開拓財産（以下「自作農財産」という。）について、その現況を確認し、引継等の処分を促進するために必要な用地測量調査を委託する場合の手続については、法令及び「業務委託事務取扱要綱の制定について」（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通知）によるほかこの要領によるものとする。

(委託業務名)

第2 測量調査を実施する委託業務は、『国有農地等測量調査事業』及び『開拓財産測量調査事業』（以下総称して「委託業務」という。）をいう。

(委託の相手方)

第3 委託業務の相手方は、道営農業農村整備事業に伴う「用地業務委託要領」（昭和55年6月7日付け設管第189号農地開発部長通知）第3委託先第1項の規定を準用するものとする。

(積算価格の算定方法)

第4 第2の委託業務の積算価格は、農政部が定める積算方法（「土地改良事業等に係る調査測量設計業務の価格積算要領」（平成2年3月15日付け設計第441号農政部長通知）に定めるところにより算定するものとする。

(契約の締結)

第5 総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、第3に定める者と委託業務の契約を締結するときは、委託契約書（「業務委託事務取扱要綱」の

別記第10号様式)によるものとする。

(委託業務の仕様)

第6 委託業務の標準仕様書は、「調査測量設計業務共通仕様書の制定について」(平成17年2月14日付け設計第690号農政部長通知、以下「共通仕様書」という。)によるほか、別添1自作農財産用地測量調査委託業務仕様書によるものとし、必要に応じて特記仕様書を追加することができるものとする。

(土地への立入り等)

第7 隣接地等所有者(占有者)のへの土地の立入りについては、共通仕様書によるほか、別添1自作農財産用地測量調査委託業務仕様書によるものとする。

(現地立会)

第8 業務担当員は、委託契約業務の実施に当たり、その履行状況を確認するため、必要に応じて現地立会を行うものとする。

(境界確定協議書)

第9 総合振興局長等は、成果品が前項の検査に合格したときは、境界確定協議書1通を該当する土地の所有者に送付するものとする。

(その他)

第10 委託業務における成果品は、「知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則」(平成10年3月31日付け規則第46号)等により適切に管理するものとし、そのうち実測図、承諾書等の重要なものの保存期間は30年とする。

別添 1

自作農財産用地測量調査委託業務仕様書

(業務の目的)

- 1 本業務は、農林水産省所管国有財産である自作農財産（以下「調査地」という。）の境界確定のための測量調査（以下「委託業務」という。）を実施し、その境界を明確にするとともに処分区画及びその面積を確定することを目的とする。

(業務の仕様)

- 2 本業務は、「調査測量設計業務共通仕様書の制定について」（平成17年2月14日付け設計第690号農政部長通知、以下「共通仕様書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。なお、特記仕様書が示された場合は共通仕様書及び本仕様書に優先する。

(委託の範囲)

- 3 委託業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 調査地及び周辺地の地図等の調査、閲覧、謄写及び収集に関すること。
 - (2) 調査地及び周辺地の既存の境界標及び測量標等の調査並びにその成果の収集に関すること。
 - (3) 調査地及び周辺地の所有関係の調査並びに現況の調査に関すること。
 - (4) 調査地の境界の確認及び復元に係る調査、測量に関すること。
 - (5) 調査地の境界に係る隣接地所有者（以下「所有者」という。）の立会及び境界確定書の受領に関すること。
 - (6) 成果図書の作製及び整備に関すること。

(受託者の心得)

- 4 委託業務は、調査地と隣接する土地との境界に係るものであるから、公正かつ慎重に処理するものとし、次の事項に留意する。
 - (1) 当該調査区域又は近傍において近年に実施された測量がある場合又は他の公共測量が行われている場合には相互に協調し資料及び成果等を照合すること。
 - (2) 委託業務において疑義が生じこれを処理する場合には、業務担当員と十分な打合せ、協議を行わなければならない。
 - (3) 受託者は、共通仕様書に基づき交付を受けた身分証明書を常に携帯しなければならない。

(土地の立入り等)

- 5 受託者は、業務のため、他人の土地に立入る場合は、土地立入通知一覧表（様式－1）及び土地立入通知書（様式－2）を作成し、業務担当員に提出しなければならない。また、土地立入通知書の交付について、業務担当員から指示がある場合は、受

託者はこれに協力しなければならない。

(境界の確認)

- 6 受託者は、調査地において隣接する土地との境界点の確認を行うために立会が必要と認められる関係所有者に対し、「立会申込書」(様式-3)により立会を求め、境界点の確認を行うものとする。

(地図訂正・地積更正等)

- 7 受託者は、地図の訂正、地積の変更等により更正登記が必要となった場合は、当該土地に隣接する関係権利者に対して、測量の経緯及び結果を説明し、立会を求め、現地確認のうえ筆界と地積の了解を得て、承諾書(様式-4)に記名、押印を求めるものとする。

(境界確定協議書)

- 8 受託者は、6の境界の確認を得た場合は、境界確定協議書(様式-5)を2通作成し所有者から署名、押印を得なければならない。

なお、立会を拒否されたり、境界に対する確認を得られなかった場合は、速やかに業務担当員と協議するものとする。また、受託者は立会の状況を境界確定状況一覧表(様式-6)に記録する。

(土地境界標)

- 9 受託者は8の境界確定書を得た場合には、原則として境界確認で設置した境界杭に換えて、別表1に基づく境界標を設置するものとする。

境界標の規格は別表1(測量標及び境界標等の規格)によるものとし、業務担当員と協議し決定する。

(実測図)

- 10 受託者は、測量の成果に基づき、実測図を作成するものとする。

(1) 図郭規程は別表2(図面記載事項)によるほか、国有農地については国有農地等実測図の調製例(様式-7)、開拓財産にあつては開拓地実測図の調製例(様式-8)によるものとする。

(2) 実測図の調製方法

ア 用紙は、ポリエステルフィルム 300# A1判(841mm×594mm)を用い、国有農地等については国有農地等実測図の調製例(様式-8)、開拓財産にあつては開拓地実測図の調製例(様式-9)により調製する。

(3) 縮尺は、下記を標準とする。

市街地	1/ 250 又は 1/ 500
その他	1/ 1,000 又は 1/ 2,500

ただし、図上において図形が狭小または複雑なため判別が困難な場合、業務担当員と協議し適宜な縮尺の拡大図を描示するものとする。

(4) 図郭線の縦横線値 上部を北方向とする。

1/ 500	50mの倍数
1/ 1,000	100mの倍数
1/ 2,500	250mの倍数

ア 実測図が2枚以上となる場合は方眼状に上から下、右から左へ順次接続させ、番号を付す。

イ 実測図に描示すべき事項及びその記号等は、共通仕様書による。

(5) 実測図の余白に求積表（様式－9）を記載するものとする。また、筆数が多い等の理由により実測図に記載できない場合は、業務担当員と協議のうえ別途適宜の大きさの用紙に記載するものとする。

(6) 実測図を点検し、最終点検結果を、実測図精度管理表（様式－10）に記載するものとする。

（現況図）

11 現況地目別の求積方法は、適宜な方法により地目毎の面積を測定し、これらを基に実測図に加筆する。

(1) 図面記載事項については、別表3によるほか、その他、加筆する描示事項については共通仕様書による。

(2) 各地目別面積については現況地目別求積表（様式－11）に記載する。

(3) 現況図を点検し、最終点検結果を現況図精度管理表（様式－12）に記載するものとする。

（土地調書の作成）

12 受託者は、業務成果を土地調書（様式－13）に記載するものとする。

（調査報告書）

13 測量の作業経過及び関係人・法務局・関係市町村との協議内容、その他参考となる事項を、調査報告書（様式－14）に取りまとめるものとする。

(成果品)

- 14 提出すべき成果品は別紙成果品及び測量記録（記載例：様式－15）によるものとする。但し、特記仕様書で定めのある場合はこの限りでない。

報告書等その他は、適宜A4判縦型ファイルに納め、業務名・測量年度・作業機関名のラベルを添付すること。

また、成果品を電子データとして納品する場合は、「電子納品運用の手引き（案）【業務編】」に基づいて作成すること。

(様式等)

- 15 委託業務に使用する各種標準様式等は次に示すところによる。

- 様式－1 土地立入通知一覧表
- 様式－2 土地立入通知書
- 様式－3 立会申込書
- 様式－4 承諾書
- 様式－5 境界確定協議書
- 様式－6 境界確定状況一覧表
- 様式－7 国有農地等実測図の調製例（A1判）
- 様式－8 開拓地実測図の調製例（A1判）
- 様式－9 求積表（A1判）
- 様式－10 実測図精度管理表
- 様式－11 現況地目別求積表
- 様式－12 現況図精度管理表
- 様式－13 土地調書
- 様式－14 調査報告書
- 様式－15 成果品及び測量記録

別表1 測量標及び境界標等の規格

別表2 図面記載事項

参考資料 基本地図の種類及び略称

様式-1 土地立入通知一覧表

土 地 立 入 通 知 一 覧 表

業務名		立入期間	○○ 年 月 日 から			
			○○ 年 月 日 まで			
住 所	氏 名	立 ち 入 る 土 地		直 配	郵 送	備 考
		所 在	地 番			

(注) 備考欄に「所有者」または「占有者」を記載すること。

様式一 2 土地立入通知書

記 号 第 号
〇〇 年 月 日

(住所)
(氏名又は名称) 様

北海道〇〇(総合)振興局長 〇〇 〇〇

土地の立ち入りについてのお知らせ

この度、自作農財産等測量調査において、あなたが所有(占有)されている土地に隣接する国有地()について、調査・測量を次の期間で行いますのでお知らせいたします。

自作農財産等測量調査で調査・測量を行う国有地()は農林水産省が所有し、農地法に基づき北海道が管理している土地です。

つきましては、調査・測量に伴い、あなたが所有(占有)されている土地に担当者が立ち入らせていただく場合がございますので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、今後、調査・測量の段階で境界についての立会等を委託業者を通じて、お願いする場合がありますので、重ねてご協力をお願い申し上げます。

なお、この通知に関しまして、ご不審な点やご質問等がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

記

- 立入の目的 (業務名) に伴う
国有地()の境界の測量、調査のため
- 国有地()の所在 〇〇郡〇〇町字〇〇 〇〇番(未表示の場合地先)
- 立入地 〇〇郡〇〇町字〇〇 〇〇番
- 立入の期間 〇〇 年 月 日 から
〇〇 年 月 日 まで
- 立入の根拠法令 測量法第15条
- 立入者 (住所)
(会社名)
(担当者の職・氏名)
(電話番号)
- 連絡先 (業務担当員の所属・職・氏名)

(住所)
(電話番号)

(〇〇部〇〇課〇〇係)

- 注) 1 国有農地等()内に国有農地か開拓財産かを明示すること。
2 立入の期間については、完了検査等を考慮し設定すること。

年 月 日

様

会社名

印

立 会 申 込 書

北海道より受託した (業務名) により国有地 () と貴所有地との境界につきまして、立会確認をいただくため、担当者を下記のとおりお伺いさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1 立会対象地の所在及び地番

2 立会予定年月日及び時刻

平成 年 月 日 午前・午後 時 分まで
(場所) へ集合願います。

3 立会担当者
連絡先

4 その他

当日は印鑑を持参願います。また、関係図面があれば併せて持参願います。

注1 国有農地等 () 内に国有農地か開拓財産かを明示すること。

様式－４ 承諾書

地図訂正 承 諾 書 地積更正				
土地の表示				
	所 在	地 番	地 目	地 積
更正前				
更生後				

上記地積更正・地図訂正に係る土地との境界については、何ら意義なく別紙地積測量図のとおりであることを承諾します。

農林水産省所管国有財産管理者

北海道知事 様

年 月 日

隣 接 地		隣 接 地 所 有 者		
所 在	地 番	住 所	氏 名	印

※ 地積測量図の複写を添付し割印をする。

注) 隣接地所有者の住所、氏名が登記記録と住民票とで相違がある場合は上段に括弧書きで登記記録に記載の住所・氏名を記し、下段に現在の住民票に記載の住所・氏名を記名の上押印を受ける。

境界確定協議書

下記の国有地と隣接地の境界に関し、これを確認し異議ないことを証する。
 また、境界標を設置することに同意する。
 なお、この書面は各自1通を保管する。

1 国有地()の所在

2 隣接地の所在、境界標の番号及び種類等

隣 接 地 の 所 在	番 号	種 類	摘 要

年 月 日

隣接地所有者

住 所
氏名又は名称

印

国有地管理者

農林水産省所管国有財産管理者
北海道知事

印

- 注) 1 境界標を設置する場合は、共通仕様書第4章様式5「用地測量結果現地立会確認書」に替え本様式を使用すること。
 2 国有地の()内に、国有農地か開拓財産かを明示すること。
 3 番号は杭番号を記載する。
 4 種類については杭の種類を記載する。
 5 該当地の地積測量図等を添付し、境界線を朱書きのうえ、双方の割印をすること。
 6 隣接地において相続が発生している場合は、振興局において戸籍の附票等を取得し、調査のうえ、参考資料として相続関係説明図を作成すること。

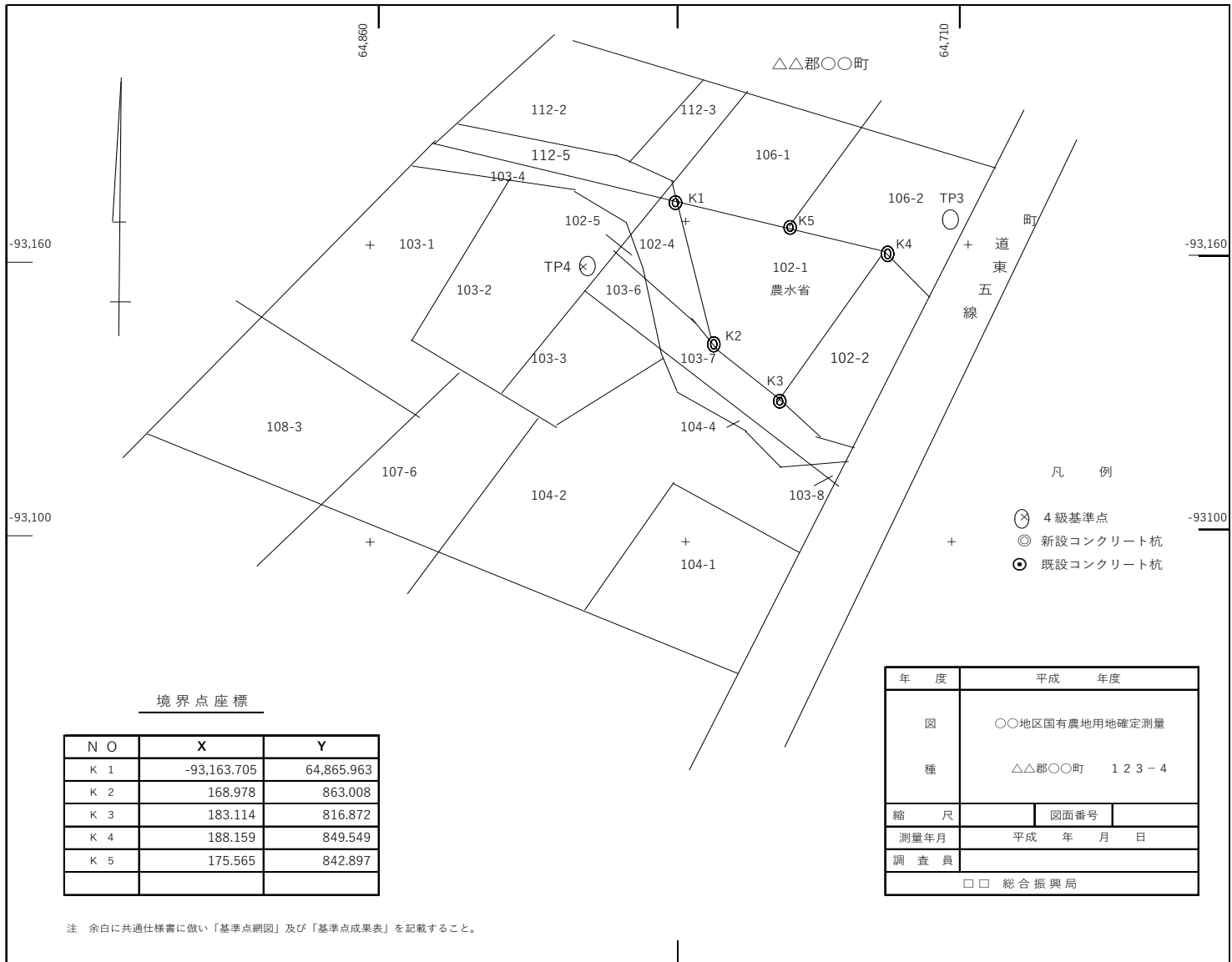
様式－6 境界確定状況一覧表

境界確定状況一覧表

住所	氏名又は 名称	所有地 地番	国有地 の地番	境界確定書押印日	摘 要

注)1 境界確定書の押印が得られない場合は、摘要欄に理由を明記する。

様式-7 国有農地等実測図の調製例 (A1判)



境界点座標

N O	X	Y
K 1	-93,163.705	64,865.963
K 2	168.978	863.008
K 3	183.114	816.872
K 4	188.159	849.549
K 5	175.565	842.897

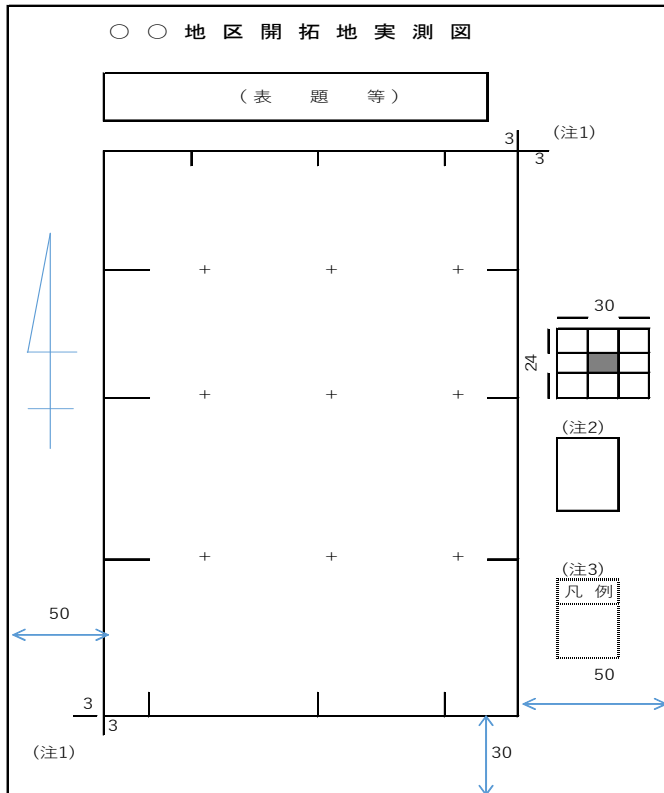
凡 例

- ⊗ 4級基準点
- ⊙ 新設コンクリート杭
- ⊚ 既設コンクリート杭

年 度	平成 年度	
図 種	○○地区国有農地用地確定測量	
	△△郡○○町 1 2 3 - 4	
縮 尺	図面番号	
測量年月	平成 年 月 日	
調 査 員		
□□ 総合振興局		

注 余白に共通仕様書に倣い「基準点網図」及び「基準点成果表」を記載すること。

様式－8 開拓地実測図の調製例(A1判)



594

○○地区開拓地実測図

所在		地区名		調査面積		縮尺	
20	65	20	30	20	30	20	30
精度区分		図面番号		調査者		調査完了期日	
20	80	20	30	20	80	20	35

(各数値の単位は mm である)

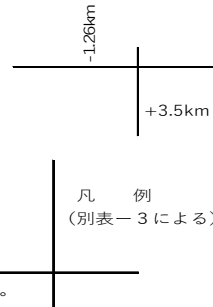
(注1) 縦横線の座標値は km を単位とし、右のように付号及び記号を付す。

(注2) 行政界見出しには略図とその字名を標示する。ただし、複雑な場合には略図内に番号を付し見出しの下に番号と、その字名を標示する。

(注3) 凡例は右のように標示する。

(注4) 判別しがたい図形があるときは拡大図を標示する。
縮尺は 1,000・500・250・100・50分の1とする。

(注5) 余白に共通仕様書に倣い「基準点網図」及び「基準点成果表」を記載すること。



様式-9 求積表(A-1版)

求 積 表					
土地の所在					
字名	地番	地目	地積	算式	摘 要

注 求積表は実測図の余白に記載するものとする。

筆数が多い等の理由により実測図に記載できない場合は、業務担当員と協議のうえ別途適宜の大きさの用紙に記載するものとする。

様式-11 現況地目別求積表

現況地目別求積表									
土地の所在				〇〇郡〇〇町					
公 簿				現 況 別 凡 例					
字 名	地 番	地 目	地 積	宅 地	田	畑	原 野	山 林	備 考

* 地目欄に現況地目別区分表の該当色を塗る。
 * 寸法は任意

土 地 調 書

業 務 名	開拓財産 ○○○地区 用地測量○				事業地区名				現況区分 (㎡)				図面番号	年度	
									土地	3,410	水路				
土地の所在	○○ 郡 ○○ 町				区分	直轄	番号	49	索引番号	道路	500	河川	500	調査年度	年度
対 象 地									隣 接 地					備 考	
土地登記簿調査事項				測量後 (表示・分筆)					土地登記簿調査事項						
字名	地番	地目	地積 (㎡)	所有者	地番(仮)	現況地目	地積 (㎡)	摘要	字名	地番	地目	地積 (㎡)	住所		氏名
	A	-	-	-	(1)	原野	1,000.56	土地		1000	公衆用道路	1,200		○○町	
										1100	原野	23,456		○○ ○○	
										1120	畑	12,345		○○ ○○ 死亡	
	100-1	原野	310	農林水産省	(1) 100-1	畑	200.02	土地		100-5	畑	10,000		△△ △△ 買受希望有り	
					(2) 100-	原野	110.23	土地		101	畑	15,000		△△ △△	
					小計		310.25			105	原野	12,000		○○ ○○	
	200	原野	2,000	農林水産省	(1) 200-1	原野	1,000.25	土地		201	畑	20,000		○○ ○○ 買受希望無し	
					(2) 200-	道路	500.20	道路 (町道○○線)		202	原野	25,000		○○ ○○	
					(3) 200-	2級河川	500.30	河川 (○○川)		203	公衆用道路	1,000		○○町	
					小計		2,000.75			204	用悪水路	100		○○町	
	300	原野	1,000	農林水産省	300	原野	1,100.30	土地 地積更正							

受託者名

TEL

記載上の注意事項

- 1 土地登記事項調査欄には現在の登記事項の内容を記載する。
- 2 地目については表示の場合登記予定地目、分筆の場合現況地目を記載。
- 3 隣接地については登記事項より該当地に隣接する土地を記載
- 4 隣接地所有者の住所、氏名が登記記録と異なる場合は、上段に括弧書きで登記記録の内容を記載し、下段に現在の内容を記載する。
- 5 買い受け希望等がある場合は、備考に記載する。

調 査 報 告 書

事 業 名		地 区 名		調 査 期 間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
基 準 点 測 量	使用国家基準点等の名称 新設点の名称及び等級 新設点は永久標か木杭 測量の方法 測量機器の種類及び規格 測量機器の種類及び規格				
境 界 置 標 状 の 況	設置数 埋設状態 仮杭だけの場合はその理由				
登 の 状 況 等 況	地図訂正 地積更正				
境 界 特 定 の 経 緯					
協 議 事 項 そ の 他					

成 果 品 及 び 測 量 記 録

成果品の名称	単位	数量	規格・寸法	備 考
〇〇実測図	式	1	ポリエステルフィルム300#(841mm×594mm)	コピー3部
現況図	式	1	ポリエステルフィルム300#(841mm×594mm)	コピー3部(現況地目別)
地積測量図等素図	式	1	不動産登記規則第74条第3項に準じるもの	
調査報告書	部	1	様式-14	
位置図	部	1	25,000分の1の地形図	
土地調書	式	1	様式-13	
境界確定協議書	部	2	様式-5	
境界確定状況一覧表	式	1	様式-6	
承諾書	式	1	様式-4	地図訂正・地積更正の場合
支障物件調査表	式	1		
基準点測量	式	1	公共測量成果表(成果表、網図) 建標承諾書	1部 1部
測量記録	式	1	測量計算簿、精度管理表、その他測量記録	各1部
写真帳	冊	1		
資料図	式	1	測量等に用いた資料図等	
登記記録	式	1	全部事項証明書等	

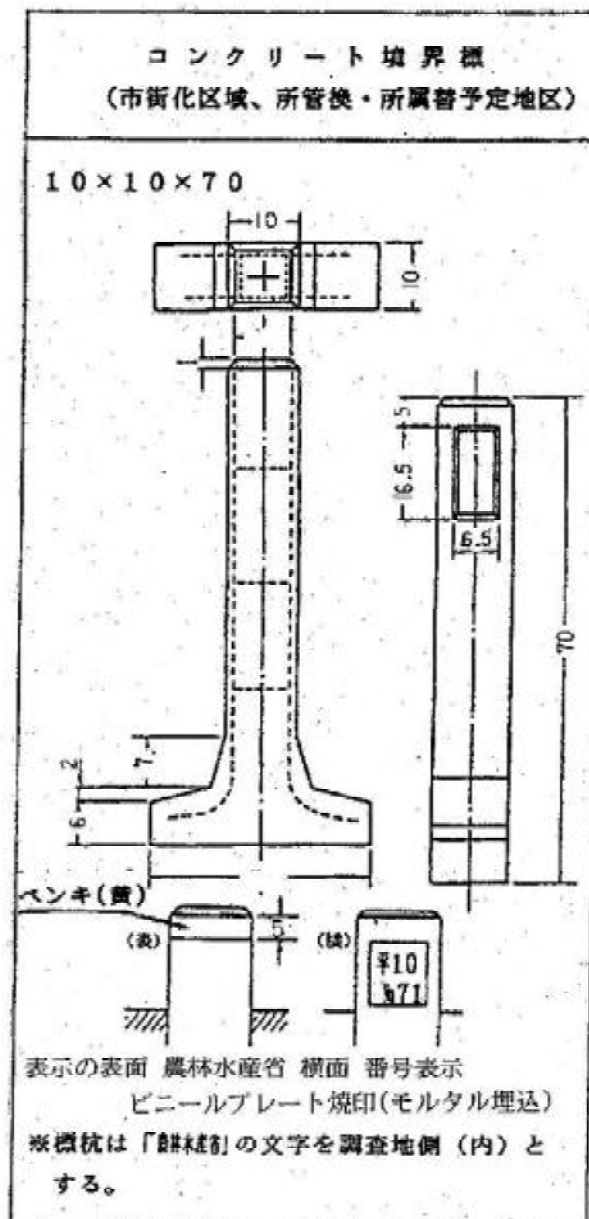
※ 支障物件調査表の様式については、共通仕様書第4章を参照のこと。□

※ 記載例であるため、必要に応じて任意に修正のこと。□

別表1 測量標及び境界標等の規格

測量標及び境界標等の規格

- 1 測量標及び境界標等の規格は、下図に示すコンクリート境界標を除いて「北海道農業土木調査測量設計業務共通仕様書」によるものとする。
- 2 コンクリート境界標 (cm)



別表2 図面記載事項

図 面 記 載 事 項

記 載 内 容	()実測図	現 況 図	備 考
図面規格(841mm×594mm:A1 規格)図郭線(801mm×554mm)座標図郭線は各25mmとする	○	○	
境界線、境界杭番号、境界杭点間距離(筆界毎に表示)	○	○	
地番、所有者名、所管所属名、行政区画名、字名、区画線	○	○	
基準点(図根点)の記号、既設境界杭の記号、番号	○	○	
地貌、地物、地目界及び地目記号、地目別色別表示		○	
電柱、地下埋設物並びに見出杭等の記号及び番号	○	○	
図面の表示(タイトル)	○	○	
方位	○	○	
基準点網図	○	○	
境界杭成果表	○	○	
現況地目別求積表		○	
拡大図(必要ある場合)	○	○	

()は、国有農地、または開拓地を記載する。

参考資料 基本地図の種類及び略称

基本地図の種類及び略称		
種 類	略 称	摘 要
A 法務局作成にかかる 不動産登記法第14条地図	14条地図	
B 国土調査による地籍図	地 籍 図	
C 土地改良登記令による土地の所在図	土 地 改 良 図	
D 土地区画整理登記令による土地の所在図	区 画 整 理 図	
E 新住宅市街地開発法による不動産登記に関する政令による土地の所在図	新 住 所 在 図	
F 準則28条2項携記の図面に準ずるもので前記C～E以外の図面	(具体的名称)	
G 土地連絡(整理)図(写)	連絡(整理)図	
H 開拓地確定測量(実測)図 (開拓地売渡・不要地実測図を含む)	開 拓 図	
I 殖民区画図	殖 民 区 画 図	
J 売払地実測図	売 払 地 実 測 図	
K 御料地売払実測図	御 料 地 売 払 図	
L 連絡(整理)図写土地台帳附属地図	附属地図(連)	
M 切図接合型土地台帳附属地図	附属地図(切)	
N 字地番整理(改正)図	字 地 番 図	
O 前記A～N以外の図面	(具体的名称)	